

○浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金交付要綱

(令和元年 8 月 20 日告示第 33 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東日本大震災及び第一原子力発電所事故により甚大な被害を受けた本町において、夜間における町民の利便性向上、並びに、夜間営業を行う町内事業者の経済活動の安定化を図るため、夜間の町民移動サービスを提供する事業者に対し、その事業に要する経費に予算の範囲内において補助金を交付するため、浪江町補助金等の交付等に関する規則(昭和 60 年浪江町規則第 12 号)、浪江町補助金交付要綱(昭和 60 年浪江町訓令第 10 号)及び浪江町補助金等交付基準(平成 21 年浪江町訓令第 1 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 夜間 この要綱において、19時から24時をいう。
- (2) 事業 一般乗用旅客自動車運送業もしくは自動車運転代行業をいう。
- (3) 事業者 浪江町内に事業所等を置き、事業活動を行う法人若しくは個人をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成 23 年 3 月 11 日以前に浪江町内で事業を営んでいた者で町内で事業を再開する者、又は平成 31 年 4 月 1 日以降、浪江町内で新たに事業を創業する者、又は事業を展開する者
- (2) 福島県暴力団排除条例(平成 23 年福島県条例第 51 号)第 2 条第 1 号から第 3 号に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等ではない者
- (3) 国土交通省の許可を受けている一般旅客自動車運送業、又は福島県公安委員会の認定を受けている自動車運転代行業である者

2 町長は、前項第 2 号に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等に関する事項について、県警本部長あてに照会することができる。

(補助対象経費及び補助限度額)

第 4 条 補助金の交付対象経費は、土地や事務所の賃借料、車両燃料費、車両購入費及び印刷製本費とする。ただし、車両購入費においては、一台あたり 50 万円を限度とし、一事業者につき 2 台までを対象とする。

2 補助金の補助限度額は、年間上限 200 万円までとする。ただし、その上限額に満たない場合は、補助対象経費にかかる実費額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金交付申請書(様式第1号)、収支予算書(様式第2号)及び事業計画書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業開始許可書の写し
- (2) 国土交通省が発行する一般旅客乗用自動車運送業の許可の写し、又は福島県公安委員会が発行する自動車運転代行業の認定証の写し
- (3) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第6条 町長は前条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査して補助金の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書(様式第4号)により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書(様式第5号)によりそれぞれ通知するものとする。

(変更承認申請書)

第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第6号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、当該年度の3月31日までに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後30日以内(前条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は当該承認通知を受理してから30日以内)又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第7号)、事業報告書(様式第8号)及び収支報告書(様式第9号)を添えて町長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書(様式第10号)により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第10条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(様式第11号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第 11 条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第 12 条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る場合に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 2 年 3 月 31 日限り、効力を失う。

様式第 1 号(第 5 条関係)

浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金交付申請書
[別紙参照]

様式第 2 号(第 5 条関係)

浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金収支予算書
[別紙参照]

様式第 3 号(第 5 条関係)

浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金事業計画書
[別紙参照]

様式第 4 号(第 6 条関係)

浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金交付決定通知書
[別紙参照]

様式第 5 号(第 6 条関係)

浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金不交付決定通知書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 7 条関係)

浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金変更承認申請書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 8 条関係)

浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金実績報告書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 8 条関係)

浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金事業報告書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 8 条関係)

浪江町夜間交通手段確保手段支援事業補助金収支報告書

[別紙参照]

様式第 10 号(第 9 条関係)

浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金交付額確定通知書

[別紙参照]

様式第 11 号(第 10 条関係)

浪江町夜間交通手段確保支援事業補助金交付請求書

[別紙参照]